

規制の事前評価書（簡素化 B）

法令案の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案規制の名称：外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止担当部署：経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易管理課経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料環境適合利用推進課 CCS 政策室評価実施時期：令和7年8月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

iii

(該当理由)

- CCS（Carbon Dioxide Capture and Storage）の活用の必要性が高まったことなどを背景として、1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書（以下「ロンドン議定書」という。）が 2009 年に改正され、二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生ずる二酸化炭素を含んだガス（以下単に「二酸化炭素を含んだガス」という。）の輸出を一定の条件の下で可能とする措置が講じられたほか、2019 年のロンドン議定書締約国会議決議により、2009 年の改正の暫定的適用に関する宣言を国際海事機関に寄託した締約国は、当該改正が暫定的に適用されることとなった。
- 我が国においては、令和 6 年 5 月、ロンドン議定書の 2009 年の改正を受諾することについて国会にて承認されたところであり、今後、当該改正の受諾及び当該改正の発効までの間における暫定的適用の宣言を行うべく、当該輸出に係る措置を国内法令において講ずる必要がある。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） - 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの - ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ ロンドン議定書の的確な実施を確保するため、海底下の地層への処分のために行う二酸化炭素を含んだガスの輸出について規制に係らしめる必要があることから、二酸化炭素を含んだガスについて、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 に追加する改正を行うもの。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物の海洋投棄を禁止するため、1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約について、我が国は 1980 年に締結したところ、その後の世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受け、同条約による海洋汚染の防止措置を更に強化するため、ロンドン議定書が採択され、我が国は 2007 年に同議定書を締結した。
- ・ ロンドン議定書では、廃棄物等の海洋投棄を原則禁止した上で、例外的にしゅんせつ物、魚類残さ、二酸化炭素を含んだガスなど、一定の条件の下で投棄を検討できる物質を規定していたが、投棄又は海洋における焼却のために他国に輸出することを許可してはならないとされていた。
- ・ 一方で、CCS の活用の必要性が高まったことなどを背景として、ロンドン議定書が 2009 年に改正され、新たに二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で可能とする措置が講じられたほか、2019 年のロンドン議定書締約国会議決議により、2009 年の改正の暫定的適用に関する宣言を国際海事機関に寄託した締約国は、当該改正が暫定的に適用されることとなった。
- ・ 我が国においては、令和 6 年 5 月、ロンドン議定書の 2009 年の改正を受諾することについて国会にて承認されたところであり、今後、当該改正の受諾及び当該改正の発効までの間における暫定的適用の宣言を行うべく、当該輸出に係る措置を国内法令において講ずる必要がある。
- ・ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）は、我が国が締結した条約その他国際約束等で求められている輸出規制を実施することにより、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。令和 6 年 5 月に国会承認を受けたロンドン議定書の 2009 年改正により輸出規制措置が求められている海底下の地層への処分のために輸出される二酸化炭素を含んだガスについて、外国為替及び外国貿易法の下位法令である輸出貿易管理令において、新たに経済産業大臣の承認を要することとする。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 5 の項を新設し、ロンドン議定書の規定に基づき海底下の地層への処分目的で輸出される二酸化炭素を含んだガスを追加し、経済産業大臣の承認に係らしめる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ ロンドン議定書の 2009 年の改正では、「関係国が協定を締結し、又は取決めを行っていること」を条件として、海底下の地層への処分目的での二酸化炭素を含んだガスの輸出を可能としていることから、輸出にあたり当該条件に適合しているかを経済産業大臣が審査する制度を設けることにより、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出承認申請が今後 5 年間で 4 件程度見込まれるところ、これらについて、条約その他の国際約束を誠実に履行しているという効果が得られる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 新たに規制対象となる貨物について、企業等における遵守費用として、承認申請手続に係る作業コストの増加が見込まれる。他方、上記作業にかかる事務負担は事業者の計画の内容等によって異なると見込まれるが、企業において承認を受けるための作業コストは1件当たり約26,620円（※）と推計され、申請件数を4件と仮定すると、輸出貿易管理令の改正による遵守費用は約106,480円となる。

※ 承認を受けるための作業コストについて以下のとおりと仮定。

- ・ 作業時間5時間×2名＝10時間
- ・ 約2,662円＝（民間給与実態統計調査（国税庁、令和5年）の平均給与額（年間）4,595千円÷（労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上）1,726時間（以下同じ。）
- ・ 10時間×2,662円＝約26,620円

<行政費用>

- ・ 外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物について、説明会等を通じた企業等への周知や承認申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。
- ・ なお、経済産業省職員による説明会を開催（4回と仮定）した場合、説明会業務に1人で約1時間30分を要すると仮定すると、時給（約2,593円（※））×1人×1.5時間×4回＝約15,558円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。
- ・ また、経済産業省職員による承認申請の確認に係る業務1件当たりには要する人員数、作業数を1人で2時間とし、申請件数を4件と仮定すると、時給（約2,593円（※））×1人×2時間×4件＝約20,744円が承認申請に係る書類の確認に係る費用となる。

※ 414,801円（国家公務員（全職員）の平均給与月額）÷（8時間×5日×4週）＝約2,593円（平均給与月額は「令和6年国家公務員給与等実態調査の結果概要」より）

<その他の負担>

- ・ 特になし

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ・ ロンドン議定書の2009年の改正を国内法令において反映するものであり、裁量の余地はない。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 特になし

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 特になし

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 特になし

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 該当しない

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から5年後（令和12年度まで）に事後評価を実施することとする。